

令和 2 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和2年11月24日（火曜日）  
午後 2時34分 開会 午後 4時56分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	安保友博 議員	副委員長	待鳥美光 議員
委員	猪原陽輔 議員	委員	熊谷二郎 議員
委員	富澤啓二 議員	委員	金井伸夫 議員
委員	松永靖恵 議員	委員	富澤勝広 議員
委員	齊藤克己 議員	議長	吉田武司 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

総務部長	鈴木 均	公平委員会 局長	田中 康一
総務人権課長	亀井 義和	職員課長	工藤 宏
情報推進課長	大塚 欣也	公平委員会 書記	丸山 洋司
職員課長補佐	安井 和男		

◇事務局職員

議会事務局長	喜古 隆広	議事課長	末永 典子
議事課長補佐	本間 修	主査	高橋 寛子

◇本日の会議に付した案件

要求資料に対する質疑  
事務検査について  
その他

午後 2時34分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

議題に入ります前に、地方自治法第98条第1項に基づく資料の再要求について御報告いたします。さきの特別委員会で協議いたしました地方自治法第98条第1項に基づく資料の再要求について、11月10日付で議長から市長へ要求をいたしました。この際、期限は20日までということにしております。この件につきまして、議長より発言を求められておりますので、よろしくお願いたします。

吉田武司議長。

○吉田武司議長 再要求の要求資料についてですが、18日に総務部長から、20日に公判があるということで、その関連が生じるということもあり得るということで、本日24日までに書面で回答をいただき、26日の午前中までには書類のほうを、公判の有無に関係なく提出していただくということに報告をいただいております。

○安保友博委員長 この件につきまして、鈴木総務部長、いかがでしょうか。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 吉田議長がおっしゃったように調整をさせていただいたのは間違いなことをごさしまして、当初、24日の午前中ということでお約束をさせていただいております。現在、起案を回している最中ではございますが、ある程度合意形成を図れておりますので、書面をお持ちさせていただきましたので、差し支えなければ、この場を借りて皆さんに御提出させていただきたいと思っております。

内容につきましては、当初、裁判終了後に提出すると予定してお示ししていた不開示情報につきましては、個人情報等を黒塗りにした状態で写しを提出するというので、今作業を進めております。こちらについて、お約束どおり26日までにお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それ以外に、不開示情報として御提出できないものとしたしましては、まず文書不存在、存在自体がないという文書につきましては、ございませんので、そこは御提出できないという形になります。それ以外は、第三者委員会の提出した資料の中で、報告書の骨子案と、それから、第1回会議の会議録より確認すべきとの抽出と回答、こちらの部分と第三者委員会の会議録、こちらにつきましては、現時点でも不開示と判断させていただいて、御提出は差し控えたいと思っております。よろしくお願いたします。

○安保友博委員長 この件について、委員の皆様から何かありましたら。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 確認ですけれども、前回提出できなかった書類は、本日提出ではなくて、今

の答弁の中に26日とありましたが、26日で間違いないですか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 残りの当初不開示情報として持っていた書類につきましては、26日に全てお渡しする予定で、今作業を進めているところでございます。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 後で質問等もあるかと思いますが、第三者委員会に提出した文書について、不開示としたところは会議録等だということでしたけれども、それ以外に今回、26日に提出される内容としては、どういったものがあるのでしょうか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 第三者委員会の他の資料につきましては、既にお渡ししている資料で全部でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 1点確認ですけれども、前の議論の中で、第三者委員会の会議録はないようなお話だったかなと記憶しているんですけれども、今、御答弁の中では不開示とするということは、会議録が存在するという理解でよろしいんですか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 前回の御説明で申し上げたとおり、第三者委員会の指示に基づいて、記録を取ってくれといった会議についてのみ会議録を作成しておりますので、それについては存在しているものもあるということでございます。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 2時39分 休憩)

再開します。(午後 2時40分 再開)

次に、執行部側からの提供資料について、改めてお諮りをしたいと思います。文書保管場所における閲覧については従来どおりとしつつ、委員会審査に必要な範囲で事務局による資料のコピーを認め、委員会ではこれを基に審査を行いたいと思います。

なお、配付した資料は、委員会終了時に事務局が回収することとし、委員会以外への持ち出しやコピーは不可といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

休憩します。(午後 2時40分 休憩)

再開します。(午後 2時42分 再開)

本日の流れを確認します。本日の議題は、要求資料に対する質疑、事務検査について、その他です。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、初めに、要求資料に対する質疑を行います。

進行について確認いたします。質疑は、お手元に配付いたしました特別委員会要求資料に対する質問事項に基づき、資料番号ごとに行います。まず、各委員から1回目の質問を順次行い、答弁後、2回目の質疑を順次行いたいと思います。進行について、異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、まず、資料5について質疑を行います。順次指名いたしますので、質疑をお願いします。

金井委員。

**○金井伸夫委員** 先ほどの説明では、本調査特別委員会に対して、当初、裁判終了後に文書を提出するとしていたんですけれども、それが今回、当委員会に文書を提出するということになったわけですが、当初、裁判終了後に文書を提出するとしていたことの法的根拠が何かあれば、例えば和光市情報公開条例で文書を開示することになっているんですが、除外事由がありまして、その除外事由のどれに当たるのかお聞きしたいと思います。

それから、今の質問は1番目として、2番目としては、これも第三者委員会に提出した文書について、基本的に当委員会に開示していただくということになったんですけれども、当初不開示とするという話だったわけで、当初の不開示とする法的根拠、これもやはり和光市情報公開条例の除外事由に該当していると思いますので、もしその除外事由がありましたら、具体的にお示しいただきたい。

それから、文書を開示するか不開示とするかについて、第三者委員会に意見を求めるとするということを書いてきたわけですが、今回、第三者委員会の文書はほぼ開示されるということなので、当初、第三者委員会に意見を求めなければならないというようなことをおっしゃってきたわけで、それはまた、和光市情報公開条例の何条に基づいて、その除外事由は何なのか、具体的にお示しいただければと思います。

それから、3番目としては、先ほど申しあげました1番と2番目の文書開示に関する方針を本委員会に適用する法的根拠が何か当初はあったと思うんですが、その法的根拠があれば、お示しいただければと思います。

**○安保友博委員長** 質疑に対する答弁を願います。

大塚情報推進課長。

**○大塚情報推進課長** まず1つ目に、裁判終了後に文書を提出するとした決定についての法的根拠という御質問ですけれども、情報公開条例に基づくというものではございません。情報公開条例第7条の各号に規定した不開示事由に該当するものが本来不開示となるのですが、こちらは情報公開請求を受けて、その請求に対する開示決定の際に不開示となる情報ということになります。また、こちらで決定しようとする場合、本来、この特別委員会で閲覧、調査すべき文書が、一般の方が請求して見られる範囲でしか見られなくなってしまうということからも、こちらの根拠に基づいて開示、不開示の決定をしたものではないというところがまず一つござ

います。その上で、この調査特別委員会が必要な調査を十分できるように、情報を開示する範囲を検討してきたというところでございます。

当初につきましては、こちらは裁判終了前に文書を提出してしまうことで、万が一何らかの事情により、提出した文書が外部にされることになったりした場合に、当該裁判に影響を与えて、市側に不利な状況をもたらすおそれが完全に否定できないというところから、市の正当な財産に対する権利利益を損なうおそれというのが懸念されたということ踏まえて、そのおそれが解消された時点で提出をするということを検討していたところでございます。その後、特別委員会から資料提出の再要求をいただいた際に、徹底した資料管理をいただけるということ踏まえて再検討させていただきまして、プライバシー保護をすべき個人情報、こちらを不開示とした状態で文書の提出を行うということを検討させていただいたというところでございます。

2点目に、第三者委員会に提出した文書についてですが、先ほど部長から話がありました議事録や骨子案に関しましては、第三者委員会は独立した組織として検討を進めていくというところから、この会議の会議録や骨子案は第三者委員会で作成・保持しているものでございまして、そういった趣旨から、市のほうで持っている文書ではないので、和光市情報公開条例の適用の対象外になります。また、そういった状況から、第三者委員会にこれらを開示することが可能かどうかを確認した上で、開示できるものを全て開示して、第三者委員会から開示を控えるよう求められた議事録、あとは骨子案を不開示としたという状況でございます。

こちらの法的根拠は、そういった意味で、和光市情報公開条例にはございませんが、特別委員会が自治法第98条調査権を用いて調査をするという範囲の中で、最大限資料を提供できる範囲で提供するというところで、ただ一方で、先ほど言ったプライバシーの情報等、一部、調査を阻害しない範囲で、守るべき権利を保護するといった趣旨から、このような対応を取らせていただいたところでございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 3番目で質問した、今おっしゃった第三者委員会に対する情報開示と、それから裁判終了後に文書を提出するとした決定のことは伺ったんですが、調査特別委員会に対する情報開示の方針というのは、これは何か法的根拠、具体的には多分示されていないんだけど、ただ、調査委員会の中で情報の秘密を決定するというので、今回開示するという方針に決めたということだと思んですが、そういうことでよろしいんですか。調査委員会に対して具体的に、ここまでは情報公開できるというものは特にはないと理解するんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○安保友博委員長 大塚情報推進課長。

○大塚情報推進課長 御指摘のとおりでございまして、通常、正当な理由がない限り、提出を拒んではならないということになっていると思いますが、その範囲の中で、不開示にする情報というのを精査して検討したというところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今回の御答弁の中で、第三者委員会が保持しているので、第三者委員会に帰属するというお話ですけれども、では、第三者委員会には、資料は原本を提出しているんですか。

○安保友博委員長 大塚情報推進課長。

○大塚情報推進課長 今回、この会議に提出をしていない議事録と骨子案、この2つについては、第三者委員会が作成したものということになっておりますので、こちらが持っているものを提出したというのではなくて、第三者委員会が作った第三者委員会の文書とお考えいただければと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 そうすると、それ以外の部分、市が提供した資料等は、今回開示をされたという理解でよろしいですか。

○安保友博委員長 大塚情報推進課長。

○大塚情報推進課長 御指摘のとおりでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 あともう1点は、第三者委員会に意見を求めて、開示するかどうかという結論をしていただいたというお話ですけれども、これ、第三者委員会を開いたということですか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 第三者委員会は開いてはおりませんが、委員長に、こういった書類を提出してよろしいかというお伺いを出させていただいて、その中で、開示していいという御了解をいただいております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 第三者委員会に帰属する文書ということですので、委員長の決断で、意思決定で、それは開示するというので、ほかの委員にはどういう御理解をいただくんですかね。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 こちらは、委員長のほうから各委員に確認をさせていただいて、その合意の結果ということで、委員長から報告いただいている状況になります。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、次に進みます。

次に、資料2について質疑を行います。資料2－(1)、(2)、(3)の順番でいきたいと思っております。

まず、資料2－(1)から。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 このたび、特別委員会で要求させていただいたこちらの資料の中に、物品目録というものがございました。こちらですが、どなたが記録し、どなたが保管管理しているの

かということをお伺いしたいと思います。

あわせて、この目録の記載の仕方というのは何か決まりのようなものがあるのかどうか、そこについてもお伺いしたいと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 私も、この物品目録なんですけれども、これがどのような形で提出されたものなのか。その提出の経緯について確認をしたいと思います。

そしてまた、この件に関して、この目録が存在するということなんですけれども、ほかの事案について物品目録の提出はあったのか、存在はあるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 平成30年12月4日付で、職員5名から公益通報があったわけなんですけど、その中で、不受理とした理由の中で、既に通報者の一部が市長の許可を得て警察へ行ったということなんですけど、その前に市長の許可を得るのに、公益通報、いわゆる第一報があったのかという、この資料を見る限りはそう思うんですが、その通報があったのかどうか伺います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の質問と一部重なるかもしれませんが、平成30年12月7日の公益通報の不受理について、既に県警に相談しており、内部調査を開始していることを理由に不受理としているわけなんですけれども、内部調査開始の根拠として、市の職員からの通報があったわけなので、なぜ不受理としたのか、より分かりやすい説明をお願いいたします。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 平成30年12月7日の公益通報について、不受理とされているわけなんですけれども、要件を満たしているにもかかわらず、不受理とされているように見受けられますが、この場合の通報者の保護についてはどのような取扱いとなるのか、その根拠を含めて御答弁いただければと思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、質疑に対する答弁を願います。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまいただいた御質問に対し、お答えいたします。

まず、2-1、物品目録についてでございます。こちらにつきましては、当初、公益通報の申出があった際に書類としてくっつけていたものでございまして、誰が記録し、誰が保管していたということについては把握はしておりません。また、記載の仕方についても、特に把握はしていない状況でございます。

続いて、2-2の物品目録が、他の事案についてあったのかという御質問でございますが、こちらについても把握はしていない状況でございます。

続いて2-3、不受理とする理由が、通報者の一部が市長の許可を得て警察へ相談へとある

が、市長の許可を得るのに公益通報の第一報があったと思うが、いつどこで通報があったのかという御質問でございます。こちらにつきましては、平成30年12月3日、応接室で職員から、元職員が現金を着服した疑いがある旨の報告があり、市長から警察に相談するよう指示があったものでございます。

続いて2-4、平成30年12月7日、公益通報の不受理について、既に県警に相談しており、内部調査を開始していることを理由に不受理としているが、内部調査を根拠として、職員からの通報をなぜ不受理としたのかという説明でございますが、こちらにつきましては、行政運営上の違法な行為があったときは、和光市職員の公益通報に関する要綱に基づき、公益通報委員会に対して公益通報を行うことができ、委員会は公益通報を受けたときは、受理または不受理を決定し、その旨を当該通報者に対して遅滞なく通知しなければならないとしています。また、委員会は公益通報を受理したときは、その内容を審査し、その結果を市長及び当該通報者に報告し、市長がその報告により、当該公益通報に係る事実が法令等に違反し、市民全体の利益及び行政に対する信頼への著しい損害をもたらすおそれがあると認めるときは、当該事実を是正するため、速やかに必要な措置を講ずるものとしております。今回の事案につきましては、委員会での審査を待たずして、既に市長から警察に相談するようとの指示があり、必要な措置を講じたことから、不受理と決定したものでございます。

最後の2-5、公益通報を不受理としているが、その場合の通報者の保護についての取扱いでございます。和光市職員の公益通報に関する要綱に基づき、通報者は公益通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことになっております。また、公益通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を委員会または行政相談委員に通報することができます。

○安保友博委員長 質疑のある方は挙手をお願いします。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 それでは、物品目録について伺います。こちらは、今御答弁いただいたところ、これを作られた経緯が不明であると認識いたしました。ということは、当時の担当の方が、個人的に管理をされていたと思われるのですが、その辺の調査は行われていないのでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 そちらにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、こちらの通報があった時点で目録がついていたわけで、管理とかその辺については、把握はしていない状況でございます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 市の手続上のルールとして、物品目録を作る作らないといった、そういったルールは存在はしているのか、していないのか、どちらでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 そのような目録を作るというルールはございません。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 それでは、こういった、ある一つのケースとして、現金を預かった場合の記録は、どういうルールで行われるのか、改めて確認させてください。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 3時04分 休憩）

再開します。（午後 3時05分 再開）

工藤職員課長。

○工藤職員課長 生活保護の現金につきましては、名称のほうは忘れましたが、生活保護の現金の取扱いに基づく要領に基づいて、現金は管理しているところでございます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 今回問題となっている現金については、そのルールに基づいての記録はされていなかったという認識でよろしいですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 申し訳ございません、こちらについても、ちょっと把握していない状況でございます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 そうしますと、現金が存在しているか存在していないかというのは、担当以外の方は確認はできない、市役所の事務として、今そういった状態になっているのでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 基本的には担当が取り扱うものと考えております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 今の物品目録ですけれども、こういった事件があつて、市長から、警察に届出を出したからということですからけれども、その後の事実の確認の上で、職員課のほうでは把握していないということでしたけれども、この物品目録が提出されたということは、それなりにお金の出し入れがあつたということの事実はあるわけですね。そうなった場合に、ほかのところも現金の保管管理簿等は作成されていないということでしたけれども、確認をする中で、公益通報にかかわらなく、他の部署において、現金等の管理に関しては確認をしたのかどうか。そのことについて確認をさせていただきたいのですが、職員課のほうでは把握していないということでしたよね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 公金外等の預り金等について、共通したルールというのはございません。各課の要綱等に基づいて取り扱っているものと認識しております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 そうすると、職員課のほうで、各課のものに関しては把握していないということですね。もう一度確認させてください。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 職員課のほうでは把握していない状況でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今のお話の中で、職員課は把握していないけれども、各課で取扱いを定めてあるんじゃないかというお話ですよ。

先ほど、福祉の中で、現金の扱いについては、現金取扱要領に基づいて扱っているというお話でしたが、じゃ、取扱要領の中には、ある程度の基準があると思うんですけども、それはどのように示しているんですかね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 生活保護費については、現金の取扱いの要領があり、それが基準に定められている状況でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 生活保護ということは、市が支給するときの支給要件とか、そういう定めがあるということですか。それ以外の、例えば公金外については、取扱要綱がないということですか。多分福祉には、それ以外の部分が結構あるのではないかと思います。それがずさんだったから、今回お金が動いていった経過があるのではないかと思いますけれども。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいま申し上げた生活保護費以外の要領については、今把握していない状況でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 把握していないということは、どこかにあるということですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ちょっと確認させてください。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 申し訳ないですけども、そういった話が出るのが分かっていると思うんですよ。なぜ事前に調べないんですかね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 申し訳ございません、調べていなかったもので、後ほどお答えさせていただきます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 公益通報を不受理にした件ですが、これは12月3日に通報があったのと、もちろん同じ件の通報だと思うんですが、公益通報にした場合は書類として残りますよね。けれども、そのとき既に警察に相談という指示が出ていて、公益通報による委員会での措置が、審査というか、それが必要がなかったので不受理にしたという、そこは分かりますけれども、そうすると、市長が警察に相談するように指示をした、その根拠となった12月3日の通報に関し

ては何らかの記録がありますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの件に関する書面等の記録はございません。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 ということは、その場でその通報を聞いた人が、その中だけで共有をして、警察に相談をするようにという指示が出たという理解でよろしいんですか。口頭ベースだけということですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 申し訳ございません、はっきりとしたことはあれなんです、市長がそう申し上げていたということでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 先ほどの待鳥委員の関連ですが、先ほどの12月3日の記録がないということは、それは公益通報として扱っていないということですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 12月3日の時点では、元職員が現金を着服した疑いのある旨の報告があったということでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 経過でよく分からないのは、12月3日に応接で相談を受けた、着服した疑いがあるということで、なぜ翌日、職員が警察へ行って通報しなきゃいけないのか、それがよく分からないんです。3日、4日と2日間あるんですよ。委員会、開けたんじゃないですか。内部の委員だけです。市としてしっかり受理をして、市が相談するのが本筋じゃないですか。なぜそれをやらなかった。記録が残っていないというんだから、市長の発言が優先しちゃうわけじゃないですか。市長が指示して行かせた、そんなことがあるんですかね。

続けて、ちょっと言わせてもらいますけれども、市がはっきり対応しなかったから、職員が通報に行ったのではないですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 警察への通報については、市長の指示で行ったものでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 指示の記録はあるんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 記録はございません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 では、何をもって、市長が指示したということが言えるんですか。行った職員からも聴取していますか。一方的に市長の発言だけです。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらの状況でございますが、今回通報を受けて、外部調査委員に調査を依頼しまして、その聞き取りの中で、行ったという話は出ております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 私が言っているのは、市長が指示して行かせたかどうかですよ。行ったのは事実ですよ。だけれども、市長の命令で行ったのかどうかですよ。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 調査報告書のほうでは、市長の指示で行ったという記載がされております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 では、市長をお呼びして、市長に確認するということもできるんですかね。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 3時17分 休憩）

再開します。（午後 3時18分 再開）

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 では、今の内容については、今後、状況に応じてということ。

繰り返しになりますけれども、行った当事者からは意見を聴取していないということですよ。市長から指示を受けて行ったということは、確認はしていないということですよ。その辺の御答弁がなかったの。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらについては、調書のほうで記載されているところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 調書に、具体的にどのように記載されているんですか。御答弁いただければありがたいです。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらにつきましては、通報者が市長へ報告を行った際、市長が、スピーディーに行動してください、また、県警へ行く前に元職員に状況を確認して、怪しかったら通報してくださいと記載しているところでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 12月3日、通報した職員は何名ですか。そして、あと、市長のほかにもどなたが対応されたんでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 通報者につきましては5名でございます。あと、対応については、市長1人ということでございます。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 3時23分 休憩）

再開します。（午後 3時27分 再開）

待鳥委員。

○待鳥美光委員 今、12月3日の通報に関しては、市長が1人で対応されたということですね。

れども、そうすると、その通報の内容というのは市長しか、この時点では聞いていないということですね。それで、そのときに、警察に相談をしに行けということと、それから外部の調査委員に調査を依頼したという、これは何人かというか、どなたかで協議をされて決めた内容ですか。それとも、市長が1人で話を聞いて、指示をしたということなんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 申し訳ございません、この辺についてはもう1回整理して、後ほどまた答弁させていただきます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 その際に、明確にさせていただきたいのは、警察に相談に行かれたのは市長の指示でということなので、個人として行かれたんじゃないかと、市として当然相談に行かれたと思うんですが、その際に、この通報の内容は、市としてはかなり重大な内容で、それをどのように対処するのかというのは、そういったときに協議するようなメンバーというか、当然何人かで協議をして対応を決めていくのか、それともそうではないのか。内容的にも、市長1人で聞いておられたということだと、その辺どういうふうになるのかということも明確に説明していただけたらと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今までの御答弁をいただいて、あまりよく理解できない部分があって、要するに、3日に市長応接でそういう訴えがあって、市長が警察に行けよということで、行ったということですね。行ったことに関して、確認ですけれども、これは市長が行けと言ったので、職務命令で行ったということですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 結果的にはそういう形になろうかと思えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 行った職員、年休取っていないですね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 そこについては、確認が取れておりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 ということは、職務命令で行ったかどうかということも確認取れないということですね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 市長の命ということなので、職務で行ったものと認識しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 この件に関しては、先ほど待鳥委員が質問したので、その中の回答をお待ちしますけれども、私が想像するに、これはあくまでも想像ですよ、3日に訴えをしたと。けれども、そこではらちが明かなかった。だから職員が、警察に自分の判断で行って訴えをした

と。その情報を市長に伝えているが、それでも市長が対応してくれないので、公益通報の書面によって今度出した。出したんだけど、今度それは不受理にされちゃった。そんな経過があったのではないかと思われるんですよ。そういうことがあってはいけないんですけども。

だったら、出されたときに、これだけの重大案件、多分、和光市にないですよ。だったら、ちゃんとした公益通報で受けて、審査会を開いて、市としての対応、これ、市としての方向どこにも出ていないですよ、この経過の中で。市長の一判断だけで行かせただけですよ。その後どういう対応するって、どこにもないですよ、市としての決定は。市長が言ったから、市長の意思決定で決まったのかということになるかもしれませんが、処理委員会も開いていないし、さっきも言ったように、内部委員だけだからそんなに時間はかからない、開けたのではないかと思いますけれども、その辺はちょっと、いろんなことが不思議でならないんです。

これからいろいろ、ほかの部分に対しても議論があると思いますけれども、その辺をいま一度精査して臨んでいただければありがたいのかなという感じがしますけれども。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 公益通報に関する要綱の中で、委員会5名をもって、通報があったときには委員会を設置して、受理か不受理かを決めるとなっているんですけども、これは、いつ委員会を開催したのか。その結果報告については、12月7日付で出ているわけですけども、じゃ、その委員会を設置して、不受理と決めたのはいつだったのか及び、委員会の出席メンバーは誰だったのか伺います。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 3時36分 休憩)

再開します。(午後 3時38分 再開)

工藤職員課長。

○工藤職員課長 申し訳ございません、確認して、また後ほど答弁させていただきます。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 12月7日、公益通報の不受理、そのときに同時に、顧問弁護士2名を調査委員として調査を開始しておりますが、そういう記録がありますけれども、これは要は、元職員に対して情報が漏えいしないように、秘密裏に動いていると理解しているんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上にて、2－(1)公益通報についてを終結したいと思います。

休憩します。(午後 3時39分 休憩)

再開します。(午後 3時47分 再開)

次に進みます。

2- (2) パワハラへの対応というところで、まず1回目の質問をお願いいたします。

初めに、猪原委員。

○猪原陽輔委員 こちらの要求資料によりますと、平成26年度以降、パワハラがあったということが見て取れるわけですが、ただ、平成26年からパワハラが発覚した平成30年の間に、パワハラの訴えというのが記録として、こちらから読み取ることができませんが、このあたりはどうだったかということをお伺いしたいのと、あと、この報告書を拝見したところ、日常的にパワハラが行われていたと見て取れるわけですが、この間の職場環境の改善の取組というものがなされたのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 和光市ハラスメント被害処理特別委員会の設置についてですが、このハラスメントを行ったとされる職員が部長職であることから、それを処理する委員会をより上位の者を含めた特別委員会とした、この経緯について確認をさせてください。弁護士など第三者を入れなかった理由についても確認をさせてください。

また、警告書ですけれども、この内容として、少なくとも平成26年以降、保健福祉部所属職員に対して行った言動がハラスメントに当たるとされていましたが、この少なくともとはどのようなことを指しているのか。それ以前のハラスメントについて言及されているところだと思うんですけれども、これは証明されているのかどうなのか。

また、元職員は平成24年から部長職でありましたが、平成24年から平成26年まで、ハラスメントの事案は報告されているのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 ハラスメント被害処理委員会へかけられるまで、職員がどのような手続をして、そちらの委員会にかけられるかという流れ、それと、委員会へ受理をされた後の流れを伺います。

続けて、これは平成30年以降のものしか出ていないんですけれども、平成30年以前、事件前に、ハラスメント被害処理委員会に通報は何件あったのかを伺います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 和光市ハラスメント被害処理委員会設置要綱によりますと、審議処理の結果を当事者に通知することになっていて、秘匿性が保てないという問題点が指摘されておりますけれども、この点に対する市の見解をお願いいたします。

それから、2点目ですけれども、平成30年3月29日付で、当時の総務部長、職員課長に、職場安全配慮の不徹底について口頭厳重注意の処分が出ていますけれども、パワハラへの対応という点で、どの点を特に指摘されたものか、具体的に御説明をお願いいたします。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 平成30年3月に、職場安全配慮の不徹底で総務部長と職員課長が口頭厳重注

意を受け、理由として、安全配慮措置に不徹底・不十分な点が認められたということですが、不徹底・不十分な点が認められたとは、具体的にいかなる点が不徹底・不十分であったと認められたのか。いかなる措置が不足したのか。そうでない措置とはいかなる措置なのか。安全配慮措置について、総務部長と職員課長にどのような責任があったのか。職場安全配慮について、どのような取決めがあったのか。職場安全配慮を徹底するにはどうすればよかったのか。職場安全配慮を徹底できなかった理由についてお聞きします。

職場安全配慮の不徹底を改め、あるいは改善する解決策は見いだしたのか。それとも、総務部長と職員課長に結果責任を取らせただけなのか、お聞きします。

2番目に、和光市職員のハラスメント防止等に関する要綱第3条では、人事管理を担当する部長は、ハラスメントの防止等のための施策の企画立案とともに、研修や啓発及び必要な調整、指導または助言を行わなければならないとありますが、今回のパワハラ防止に機能しなかったのか。今後の再発防止のため施策は講じたのか、お聞きします。

3番目、和光市職員のハラスメントの防止等に関する要綱第6条で、ハラスメントに関する苦情及び相談に応じるため相談員を置くことになっていますが、相談員の配置状況はどうだったのか。相談員を配置して、パワハラの防止に機能しなかったのはなぜなのか。相談員による今後のパワハラ防止策は講じたのか、お聞きします。

4番目、数年前に職員評価に職場安全配慮を評価項目に加えたはずですが、今回のパワハラ防止に機能しなかったのか。機能しなかった理由をお聞きします。

5番目、公平委員会に職員の苦情を取り扱ってもらい、早期にパワハラを解決できなかった理由をお聞きします。

6番目、労働組合は職場安全配慮について、どのような役割を果たしているのか。職場のハラスメント防止に関与しないのか。賃金交渉ししないのか、お聞きします。

7番目、パワハラ防止にストレスチェックの効果はどうであったのか、お聞きします。

8番目、庁内の安全衛生管理体制がパワハラ防止に機能しなかった理由をお聞きします。

以上です。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 今回、パワハラについて、申立者が20名いて、そのうち5名に聞き取りをしたと記録があるんですけども、その5名に聞き取りをした内容についての記録がないように見受けられます。資料として全部提出されたのかということのところにも通じるんですけども、そうした資料があるのかどうかについて確認をさせていただきます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、質疑に対する答弁を求めます。

休憩します。（午後 3時55分 休憩）

再開します。（午後 3時57分 再開）

工藤職員課長。

○工藤職員課長 それでは、ただいまの御質問に対し、順次答弁させていただきます。

まず、2-6の平成26年以降パワハラがあったとされているが、平成26年から平成30年の間、パワハラの訴えがない。職場環境の改善の取組がされた形跡がないという御質問についてでございますが、平成26年から平成30年のパワハラの被害処理委員会への申出はございません。

続いて、2-7、和光市ハラスメント特別委員会の設置についての経緯、また弁護士など入れなかった、第三者を入れなかった経緯などについて、順次お答えいたします。

特別委員会とした経緯につきましては、ハラスメントを行ったとされる職員が部長職であったこと、また、申出者から匿名性の確保について強く要望があり、調査に当たって厳格な秘匿性が求められていたこと、申出者が多数で迅速な処理が求められていた経緯により、通常のパワハラ被害処理委員会ではなく、特別委員会を設置し、処理を付託することとしたものでございます。

被害処理特別委員会に第三者を入れなかった理由につきましては、職場内の被害処理委員会としていることや迅速な処理を求められていたことから、第三者を入れることはしておりません。また、警告書の、「少なくとも」でございますが、今のところ分かっているところではという趣旨で、平成24年から平成26年については把握していない状況でございます。

続いて、2-8、ハラスメントの相談の経緯について。まず、申出者は、ハラスメントに対する相談員である職員課長、またはメンタルヘルス相談のカウンセラーに相談し、その相談を経て、ハラスメント被害処理委員会に申出を行うことができます。また、相談員が処理困難な場合や調査が必要と判断した場合についても、申出者の承諾を得て、同委員会へ申出を行うことができます。委員会では、事実確認並びに助言及び指導を行い、その結果を市長、任命権者及び申出者に報告いたします。任命権者は報告を受けて、ハラスメントに対する対応措置を講じることとなっております。

続いて、2-9、事件前にハラスメント処理委員会に通報はあったのかという御質問でございます。こちらについては、通報等はございませんでした。

2-10、和光市ハラスメント被害処理委員会設置要綱によれば、審議、処理の結果を当事者に通知することになっており、秘匿性が保てないとの問題が指摘されている、この点に関する見解についてでございます。

こちらについては、委員会の役割として、中立の立場から問題となる言動の事実を確認し、必要な助言・指導を行い、市長へ報告することでございます。相談者からの聞き取りで、ハラスメントに該当する、あるいはその可能性があると思われた事項は、相手からその事実関係の有無、事実の流れ、行為、発言が行われた文脈等を聞き取ることとなります。このようなことから、現在の状況では、秘匿性の確保は難しいものと考えております。

続いて、2-11、平成30年3月29日付で、総務部長、職員課長の職場安全配慮の不徹底について口頭厳重注意の処分がされているが、パワハラへの対応でどの点を注意されたものか、具

体的に説明をについてでございます。

こちらにつきましては、和光市職員のハラスメントの防止に関する要綱の第3条にございますが、人事担当部長の責務として、ハラスメント防止のための企画立案とともに、指導または助言が不十分な点があり、結果として、職場環境の悪化を防ぐための安全配慮に欠けていたこととございます。

続いて、2-12、申立者20名のうち5名に聞き取りをしたということだが、その聞き取りの記録がないということとございます。こちらについては、聞き取りについての記録は作っておりません。

続いて、2-13、平成30年3月に、職場安全配慮の不徹底で総務部長と職員課長が口頭注意を受け、理由として、職場の安全措置に不徹底・不十分な点が認められたということだが、不徹底・不十分な点が、具体的にいかなる点があったと認めるのかなどについて、まとめてお答えいたします。

口頭厳重注意の点につきましては、さきの御質問にお答えしたとおりでございます。また、安全配慮措置については、人事担当部署は職場環境を保持する責務があり、そのためには、施策の企画立案とともに、より一層研修や啓発を推進すべきと考えております。ハラスメントの予防対策をしていくためには、ハラスメントを起こさないという高い意識の状態を持続していくことが重要となることから、ハラスメント防止に向けた研修を継続的に実施していくこととしております。

続いて、2-14、要綱第3条では、人事管理を担当する部長は、ハラスメント防止のための企画立案とともに、研修や啓発及び必要な調整、指導または助言を行わなければならないとしているが、今回のパワハラ防止に機能しなかったのか、今後の再発防止のための施策は講じたのかについて。こちらにつきましては、本人に対する指導・注意等は行っているものの、結果的には機能しなかったものと考えております。今後の再発防止のための施策は、さきにお答えしましたが、ハラスメント防止に向けた研修等を継続的に実施してまいります。

続いて、2-15、和光市職員のハラスメントの防止、第6条で、ハラスメントに関する苦情、相談に応ずるための相談員を置くことになっているが、相談員の配置状況はどうだったのか、相談員を配置して、パワハラ防止に機能しなかったのはなぜかなどについてお答えいたします。

相談員の配置状況につきましては、現在、職員課長及びメンタル相談のカウンセラーとなっております。職場内の相談窓口だけでは機能し難いところがあると考えております。今後は、外部窓口等、相談窓口を増やすこと等について検討してまいりたいと考えております。

続いて、2-16、職員評価が今回のパワハラ防止に機能しなかったのかについて。職員評価制度は、職員が保有する能力や、やり遂げた成果を評価するものであり、パワハラ防止を目的としたものではないため、結果として元職員によるパワハラ防止には至りませんでした。市としましても、さらなる職場安全配慮に対する意識醸成を図るため、職員評価制度のブラッシュアップを図り、パワハラなどの各種ハラスメントの防止に取り組んでまいりたいと考えており

ます。

2-17については、公平委員会から答弁させていただきます。

2-18、労働組合との関係でございますが、労働組合とは、パワハラ等について話し合いを行っております。その話し合いを受け、市長等が本人に直接注意を行ったり、また、職員課長が注意を行ったりしているところでございます。

続いて、2-19、ストレスチェックの効果について。ストレスチェックの目的は、あくまでメンタル不調となることを未然に防ぐ一次予防でございます。職員のストレスへの気づきを促すものであります。パワハラ防止にストレスチェックが直接影響があるものではございませんが、パワハラ等によるストレスへの気づきにつながっているものと考えております。

2-20、安全衛生管理体制が機能しなかった理由について。こちらにつきましては、ハラスメントに対する意識の醸成ができていなかったことや、多くの職員がハラスメントの防止に関する要綱等に対する認識、周知が不足していたことなどが考えられるところでございます。

○安保友博委員長 田中公平委員会局長。

○田中公平委員会局長 質問番号2-17、公平委員会に職員の苦情を取り扱ってもらい、早期にパワハラを解決できなかった理由についてお答えいたします。

まず、公平委員会が行う苦情処理事務についてですが、公平委員会の職員からの苦情処理事務は地方公務員法に定められておまして、第8条第2項に規定されている公平委員会の事務の一つとなっております。この苦情処理事務は、平成16年に地方公務員法が改正された際に、新たに追加された事務となっております。この地方公務員法の改正を受けまして、当市の公平委員会におきましては規則を策定しまして、和光市職員からの苦情相談に関する規則を定めまして、職員から勤務条件や人事管理に関する苦情、相談等を受け付けている状況です。

今回のパワハラ事件につきましては、この改正があった以降、調べた限りでは、職員からの苦情相談の申出はございませんでした。もちろんパワハラに関しても、相談があれば、こちらの苦情処理の対象になりますので、適切に取り扱っていたものと考えております。

ただし、公平委員会には、こうした紛争を解決する強制的な権限が与えられているというわけではございませんので、あくまでも当局と相談者の仲介者という立場になっておりますので、解決については一定の限界があるものと考えております。

○安保友博委員長 それでは、質疑がある方は挙手を願います。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 ハラスメント被害処理委員会へのパワハラ申出が、平成26年から平成30年の間はなかったという御答弁だと認識いたしましたが、ただ、要求資料を拝見したところ、本当に日常的にパワハラが行われて、そして、パワハラ被害に遭われた職員の方もたくさんいらっしゃるということですので、そのことについて、パワハラがあったことを知らなかったということはなかったと思います。申出がなかったとしても、やはり事実として、話は上がっていたと思うのです。その辺、当時どうだったんですかね、パワハラがあったかどうかというこ

とについて、認識はされていたのでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、パワハラに関する相談というのは、申出自体はなかったんですが、相談についてはございました。相談を受けて、また本人に注意したりとか、その辺の対応は行っているところでございます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 本人への注意も、それはもちろん必要なことだと思いますが、被害に遭った方の、例えば別の課へ異動をしてもらいたいとか、一例として今挙げましたが、そういった相談があったと思うのですが、そういった職場環境の改善ということで、当時の取組というのは行っていたのかどうか、その点を確認いたしたいと思います。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 相談を受けて、人事異動等による対応はございました。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 先ほどの話に戻りたいと思いますが、本人へ注意をされた後のモニタリングと申しますか、改善がなされたかどうかというチェックというのは、当時、その後されていたのでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 注意した後のモニタリング等は行っておりません。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 本当に悩んだ上で相談された方もいらっしゃると思うのですよ。その上で、改善されたかどうかというのはモニタリングしていない場合、またもう一度その方が、全然改善していないんですよと申し出るのも、なかなか勇気が要ることだと思います。そのときの対応として、それは妥当だったかどうか、非常に疑問が残るわけなんですけど、その点はいかがですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 結果として、パワハラを結局止められなかったということで、その辺が十分ではなかったと認識しております。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 職員評価における職場安全配慮を評価項目に数年前に加えたのですが、この職員評価というのは、本来パワハラ防止の取組ではないということなんですけど、職場安全配慮の中にパワハラ防止の取組という文言がありますので、これをうまく活用すれば、今後、再発防止に機能するんじゃないかと思います。たまたまパワハラしていた職員が部長職だったので、被評価者の対象にはならないということで評価されなかったんですが、今後、再発防止のためには、相談窓口を増やすとか研修を増やすとかいうだけでは、ちょっと根本的な対策にならないかと思うのですが、この職員評価のところの職場安全配慮についてきちんと評価していれば、

あぶり出せるんじゃないかと思うんですけども、その点はどのように評価されますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 先ほども申し上げましたとおり、今回、現在の職員評価に安全配慮義務という項目がございます。結果的には防止には至りませんでした。今後、さらなる職場安全配慮に対する意識醸成を図るため、現在の職員評価制度のブラッシュアップを図って、ハラスメントの防止に努めてまいりたいと考えております。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 先ほど、平成26年から平成30年の間にパワハラの訴えがなかったということなんですけれども、私も議員になる前に、あそこの相談窓口でお話をしている間も、資料に書かれているように、自分の前に立たせてどなり散らしたりとか、あと相談をしている中でも、早く終わらせろとか、そういうことも実際聞いています。市の職員からも、パワハラがきつくて辞めますだとか、異動を希望しますとか、そういうことも実際聞いているんですね。

そういう処理委員会ってないんですかという話も一度したことがありまして、なかなかそれを受け入れてくれないとも聞いたんですけども、例えば辞めるとか、病気になってお休みするとかいうところまでなっている方に対して、どうしてもうちちょっと、例えばきちんと書類として上げるようにとか、そういうことができなかつたんでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 申出の関係でございますが、現在の申出につきましては、申出があった際、ハラスメントに該当する事実があったかどうかというのは、当人または当事者に確認するような形になります。相談があった中でやっぱり、要は相手方には知られたくない。そういった中で苦渋の決断じゃないですけども、ちょっと難しい面があったのかなと考えております。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 では、先ほど流れのところでお聞きしましたがけれども、例えば文書として出した場合、相手のほうに、例えばこういう通報が来ているけれども本当ですかというような確認を、誰々から来ていますけれども、そういうことをやっぱり言わなきゃいけないというような流れになっているんでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 現状としてはそういう形になります。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 そういう流れだと、やっぱりちょっと言いづらいというか、ありますけれども、今後、改善を考えていらっしゃいますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、確かに相談しづらいという状況がございます。今後、ハラスメントの要綱を、今窓口が、先ほど申し上げたとおり2つしかないというのがありますので、そういう点も含めて、総合的に見直しを検討していきたいと考えております。

す。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 確認ですが、パワハラの手紙がこれ以外になかったということですが、相談はあったというお話でした。実際に、相談としては何件あったのでしょうか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 申し訳ございません、件数については、把握していない状況でございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 把握していないけれども、あったということは認識されている。先ほどの該当者に注意をしに行ったことがあったということですが、実際に事件化という意味では、文書に残して、記録として残してということをしてこなかったという理解でよろしいでしょうか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 結果としては、文書としては残っていない状況でございます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 5名に対して聞き取りをしたということですが、この文書が残っていないというのは、もともと要綱では申立書を提出するよう形になっておりますけれども、規定されていないということでしょうか。聞き取り調査の記録とかというのは、規定されていないということよろしいんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 規定はない状況でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 1点確認したいのは、この委員会というのは、元職員の不祥事に関する調査特別委員会です。その中に、元職員のパワハラと今回の現金の不正の扱いが関連しているのではないかと、パワハラについてもいろいろ意見を求めているわけですが、この元職員は介護関係の仕事でずっとやってこられた。市の職員でいたときに介護の制度改正を立ち上げて、全国的にもかなり有名になって、その後、厚生労働省へ行って課長補佐をやる。その後、和光市に戻り、保健福祉部長をやられたということで、介護職をずっとやってきた。国との強いパイプラインもあって、つながりもあった方ですね。

今のお話をずっと聞いていくと、職場でもかなりのパワハラ的な行為が続いていたというような実態もあるわけですが、平成30年3月31日にパワハラで訓告処分をしたにもかかわらず、4月1日付で教育部長に異動をしている、部長職のほうに。要するに、今までのいろいろな調査をした段階で、訴えもある中で、訓告で終わってしまった。パワハラのある案件がありながら訓告で終わってしまい、なおかつ部長職で教育委員会に異動させたという、その辺のいき

さつはどうだったんでしょうかね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、今回の文書訓告につきましては、あくまでパワハラのみでの処分ということでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 多分、この訓告処分したときには、ある程度の、事件性は出てこないにしろ、事件に関して職員の訴えとか何かがあったのではないかと思われるんですよ。それはなかったですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 この当時は、そういった訴えはございませんでした。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 パワハラでの処分として、訓告がどうだったのかなというのは少し疑問で、要するに、その処分が甘いなりに、また引き続いて、いろんなことをやってしまったという経過があるのではないかなと思いますので、市として、パワハラに関する見解、元職員に対して、どういう対応をしたのか。訓告以外に、本人との直接のやり取りであったり、いろいろな聞き取りの中で、記録はないような話をしていますけれども、どういう対応をしたのかという、そういう記録は残っていますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 今回、既にお手元に資料で出していますとおり、こちらの聞き取りの記録等はないのですが、ハラスメントの特別委員会の調査結果ということで、今回、どなる、罵声を浴びせる、人前で激しく叱責する、書類を机に激しくたたきつける等の職員を精神的に攻撃する行為というのは認められたということでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 資料2の確認ですけれども、ハラスメントの委員会というのは、構成委員は誰ですか。委員長は誰ですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらの特別委員会の構成メンバーでございますが、市長、副市長、総務部長、職員課長、企画部長と職員課長の経験者の6名でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 何かあまり、こういうこと言っているのか、ちょっとあれですけども、訓告に対して、職務を優先したということはないですね。国との強いパイプがあって、市としてもある程度のつながりが欲しい。なおかつ、国にいた課長補佐、福祉関係のつながりが欲しい、そういうことはないですね、間違っても。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 そのようなことはないと理解しております。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、次に進みたいと思います。

続いて、資料番号2－(3)について、まず1回目の質疑を行います。

初めに、松永委員。

○松永靖恵委員 元職員に依頼されていた講演会の回数、それから講演会の金額、また、講演会に行くには、営利目的ではないという書類があるはずなんですけれども、その書類があるかどうか伺います。

2点目、職員からだけではなく、保健福祉部にいらっしゃいましたので、事業所からのヒアリングをしなかったのか伺います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほど2－2番で出た質問と一部重複があります。平成30年1月以降、パワハラに関して多くの被害処理申出書が提出されていますが、その1か月前、平成29年の12月議会の一般質問でこのパワハラを取り上げておまして、それまでに人事上の配慮を求めるものを含めて相談を受けていたけれども、業務上の指導との線引きが難しいこと、それから相談者の秘密にしてほしいという意向を考慮して、相談件数等の把握はしていないという御答弁があったんですね。

この間、本当に僅か1か月ですので、1月以降の通報の内容から見て、相当数の相談があったと推察されますし、また、この時点で、市民の間からも心配する声を聞いておりました。事実の確認や状況の把握等を、先ほども御質問出ていましたけれども、実際にされたのかどうか。そして、秘匿性を重視をして、件数等把握をしなかったという御答弁でしたけれども、実際その翌月、通報が文書で出てきた際には、そこに配慮して、特別委員会として立ち上げているわけですよね。もっと早くそういう処理ができなかったのかどうか、確認です。

それで、この中にも、様々な職員が勇気を出してパワハラの存在を訴えても、ガス抜き程度に扱われて何もしてくれないという訴えも見られましたので、その辺の対応はどうだったのか、もう一度御説明をお願いします。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 介護事業の従事者から我々会派に、本件に関連する苦情が来ておりますが、市の委託介護事業者に対するパワハラの実態について調査したのか。そして、再発防止策を検討したのか、お聞きします。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 元職員に対するパワハラは1件のみの文書の提出とありますけれども、ほかにパワハラ案件はなかったのかという質問をしておりましたが、先ほど1件しかなかったということなので、それについての答弁は結構です。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、質疑に対する答弁を願います。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 いただいた御質問に対し、順次答弁させていただきます。

まず、講演会の回数、金額、また、営利目的でない書類については、こちらでは把握しておりません。

次、2-22、事業所からのヒアリングはしなかったのかということですが、事業所へのヒアリングは行っていない状況でございます。

続いて、2-23。平成30年1月以降、パワハラについて提出されているが、一般質問等で、それまでに人事上の配慮を求める相談を受けていたが、業務上の指導との線引きが難しい、相談者の秘密にしてほしいという意向を考慮し、相談件数を把握していない。翌月以降の状況から見て、相当数の相談があったと推察されるが、状況確認を行ったのか等でございますが、こちらについては、相談はあったと認識しておりますが、状況等の把握はしていない状況でございます。

また、今回、多数の職員から申出を受けて、通常の処理委員会ではなく、特別委員会を設置したという経緯でございます。

続いて、2-24、委託介護事業所に対するパワハラの実態調査をしたのかということですが、こちらについては、事業者に対する実態調査は行っておりません。

最後に、元職員のパワハラ以外の案件についてでございます。こちらの申出につきましては、2件となっております。

○安保友博委員長 それでは、質疑がある方は挙手を願います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 平成29年末の一般質問の段階では、既にかなり健康を害している方とか、いろいろな事態が起こっていたと認識をしています。書類で出てきたときには、即、特別委員会を立ち上げて、それで対処したわけですが、実際書面で出すことには、秘匿性という意味で、本人に知れたら困るというおそれがあるので、出さなかった相談者が多かったのだと思いますが、実際これだけ集まって出てくれば、特別委員会を立ち上げるという方法が実際行われたわけですね。どうして、書面では出せないけれども、当然そこを秘匿してほしいという、その思いを酌んだ対応がなされなかったんですか。ある意味、その現場を知っている方であれば、かなり明白な事態になっていたと思うんですけれども。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 今までの相談については、個別で対応ということで、特別委員会に付託というのは行っていない状況でしたが、今回、複数の職員から申出があり、また、職員全員が本人に知られたくない、そういったことを考慮して、特別委員会を設置したものでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そこを考慮して特別委員会を設置することができたのに、なぜ、その前の相談においては、通報は書面でなければ対応できないのであれば、そういう形にするからということで、通報してもらう方向に誘導するなり、何らかの対応ができる形に、どうして対応しなかったかということがお聞きしたいんですけども。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 そもそも特別委員会というのは想定していなかったというのがありますし、今回、複数の人数で、かつ迅速に処理しなければいけないということから、特別委員会に付託したということでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 この通報の内容を見ると、かなり長年にわたって、毎日激烈な状況の中で、皆さん仕事をしていらしたわけですね。1月になって、急にこうなるわけではないので、相談を受けた段階でも、かなりの内容の相談だったんじゃないかと思います。そのときに、職場の環境というか、そういう状態で働いているということが、複数の方から上がってきているわけですね。そのときになぜ、本人が知られたくないということをもって、件数すら把握していないような状況になったのかということなんですけれども。

もしくは、件数は把握していないという御答弁は、実態とは違ってたと理解したほうがいいんでしょうか。それだけの相談が上がってきていることを件数として把握していないということ自体、ちょっと信じ難い部分があるので、そこで件数として答弁できないという、そういうことだったんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 度々申し訳ございませんが、ちょっと整理して、もう1回、後ほど答弁させていただきます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 介護事業所の事業者に対するパワハラの実態について、調査していないということなんですけど、実際に私ども会派に来ている苦情の中には、被告が気に入らない事業所には冷たく扱ったとか、そういう苦情が来ているんですけども、今後調査する予定は、あるいは検討はできませんでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、当人ももう職員ではないこともあり、こちらとしては調査する予定というのはございません。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 今の質問に関連してなんですけれども、申出書の中にも、職員のみならず、事業所の相談員等に対してもという内容が書いてありますけれども、これが平成30年1月18日ですよ。その職員がもういないからとかではなくて、やはり調査をしないと、皆さんちよっ

としこりというのは、残っていると思うんですけども、なぜしないのか。今の御答弁だと職員がいないからということでしたけれども、やっていただきたいんですけども、その件についていかがですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、こちらの関係については、現在も第三者委員会のほうで審議を行っているところでございますが、その中で、必要があれば実施することになるのかと認識しているところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 2-21の講演会についてお伺いしますけれども、先ほどの御答弁では、把握しておりませんという御答弁でした。ということは、全く調査していないのか、調査しても分からないのか、どちらなんですかね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらについては、調査は行っておりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 なぜ行わないんでしょうか。要は人事管理の面からしても、多分出張でないとする、個人で行っちゃうわけですよ。年休取って行くのか、出勤簿にも記載があると思うんですよ。その辺は職員課長も目を通すと思うので、その辺はちょっとずさんではないかと思うんですけども、どうだったんでしょう。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 御質問の講演等につきましては、こちらは営利企業ではございませんので、許可は不要となっております。したがって、これに対する旅費とかその辺については、本人の申出があれば分かると思うんですが、申出がなければ分からない状況でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 繰り返しになりますけれども、先ほどは調査をしておりませんということですから、今後も調査をしないということですか。これ、質問を投げかけて、調査をしなかったということだから、質問には値しないという理解でいいですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 先ほど申し上げましたとおり、こちら、講演についての許可というのは不要となっておりますので、調査はしていない状況でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 人事管理上、出勤簿、例えば出勤しなかったら、判こ押していないですよ。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 先ほども何回も申し上げておりますとおり、こちらについては許可が不要となっております。したがって、年休を取ったのか、旅費、出張したのか、その辺は確認はしていない状況でございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 公務員の方がそういった講演活動とかされる際に、市として把握をしていないということって、あり得ることとか、通常のことなんですか。それとも、この元職員の方だからそうなったんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 当市には、営利事業に関する従事制限の取扱いについてという基準を設けております。その中で、講演等、原稿執筆に関する謝金については、労務、労働の対価としての報酬ではないので、許可は不要という形を取っております。また、この基準については、職員に周知をしているところでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 その基準がある、これちょっと私、ほかのところで質問上げているのと重なっているんですけども、そういう規定があるわけですか。今日の範囲ではなく、1-6なんですけど、内容的には今やっていることなので。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらにつきましては、地方公務員法の逐条解説に載っているところでございますが、職員が報酬を受け、事業または事務に従事することは禁止されております。しかし、収入が全て報酬であるとされるのではなく、講演料や原稿料などの謝金や実費弁償としての車代は報酬に含まれないと解されている、そのような状況となっております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そのようなルールがあっっていながら、元職員の方のその辺の活動については、全く把握をされていないという理解でよろしいんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 把握はしていない状況でございます。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 今回の規定の趣旨というのは、労働の対価じゃないからということだったんですけども、例えば、いわゆる車代程度や謝金程度ということだったらまだ分かるとしても、高額だった場合に話が変わってくるのかと思うんですけども、そういうことも含めて一切把握していないということ、また、許可不要と考えているということ間違いありませんか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 この金額等については把握しておりません。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 今回の関連のところでお伺いいたしますが、講演会について、年休を取って行かれるというのは、まだ理解はできる場所なんですけど、これが仮に業務中に近隣のところで

行っていたということになると、これまた話が変わってくると思うんですが、そのあたりについても許可が不要なんですか、講演会というのは。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 講演等を行った場合の勤務の取扱いについてでございますが、職務に専念する義務の特例に関する規則の規定に基づきまして、国もしくは公共団体または公共的団体の依頼を受けて講演、講義等を行う場合については、職務を免除することができることになっております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 民間の依頼の場合はどうなりますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 あくまで公共的団体ということでございます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 規則は分かったのですが、許可が不要ということは、民間であるか公共であるかというのは、市のほうでは把握できていないということですよ。ということは、そのルール自体が有名無実化しているように思うんですが、その点いかがですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 基本的には、職務に専念する義務の特例に関する規則に基づき、職員が判断するものと考えております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 職員の判断によるものと今おっしゃいましたが、職員の判断だけでは、今回の事件を受けて、それがルールとして妥当なのかどうかというのをもう一度考える必要があるとは思いますが、そのあたりはどうお考えなんでしょうか。市として把握する必要は、やはりあるとは思いますが、いかがですか。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 4時53分 休憩）

再開します。（午後 4時54分 再開）

猪原委員。

○猪原陽輔委員 続けさせていただきますが、そういった課題があると強く思いますので、そのあたりは委員会としての提言ということで、今後検討させていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

先ほどの未答弁部分についてはいかがでしょうか。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 すみません、未答弁部分についてでございますが、本日お答えできないので、次回以降お答えさせていただければと思います。

○安保友博委員長 それでは、ほかになれば、まだ残されているところもありますが、次回、11月26日の木曜日の委員会に引き継ぎたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ありませんので、そのようにいたします。

次回の日程について、まず確認をさせていただきます。

次回の日程は、11月26日、木曜日、午後2時から、第5回調査特別委員会を開催し、要求資料に対する質疑を中心に行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。日程調整のほど、よろしく願いいたします。

本日は以上となります。

そのほか何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 4時56分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      安 保 友 博